

第5回いわての森林づくり県民税事業評価委員会会議録

1 開 会

(小川林業振興課振興担当課長) 皆様、お疲れさまでございます。ただいまから令和元年度第5回いわての森林づくり県民税事業評価委員会を開催いたします。

私は、進行を務めます林業振興課の小川でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、御多用のところ御出席いただき、まことにありがとうございます。

本日は、佐藤誠司委員、吉野委員が所用のため欠席でございますが、開会時点において、委員10名中7名に出席いただいております。本委員会の設置要綱第6条第2項の規定により、この会議が成立していることを報告いたします。

なお、出席予定でございます佐藤重昭委員におかれましては、多少遅れるという旨の連絡を頂戴しております。

また、本日は次第の裏面でございます出席者名簿のとおり、県事務局の職員と現地機関の担当者も出席しておりますが、時間の都合上、書面による紹介とさせていただきます。

2 議 題

(1) いわて環境の森整備事業の施工地審査について

(小川林業振興課振興担当課長) それでは、会議を進行いたします。本日の議題は、次第2にございますとおり、(1)、いわて環境の森整備事業の施工地審査について、(2)、いわて環境の森整備事業施工地現地調査結果に関する分析報告について、(3)、いわて環境の森整備事業モニタリング調査中間報告について、(4)、第3期終了後のいわての森林づくり県民税のあり方についての4項目を予定しております。

議事の進行につきましては、本委員会設置要綱に基づきまして、岡田委員長にお願いいたします。委員長、よろしくお願いいたします。

(岡田秀二委員長) 皆さん、こんにちは。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、(1)番目の施工地審査に入りたいと思います。御提案をお願いいたします。

(鈴木林業振興課主査) 【資料No.1に基づき説明】

(岡田秀二委員長) ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見をいただきたいと思います。はい、どうぞ。

(石川公一郎委員) ちょっと教えてください。13ページと29ページに、今回後継者がいないという文言がありますけれども、後継者がいない山というのは、この後放っておくとうとうになってしまうのでしたっけ。所有権というか。

(鈴木林業振興課主査) 仮にずっと相続される方がいない場合は国のほうにという話にもなってきますけれども、誰か必ずおられるかと思うので、権利者が。その方をずっと追っていくとネズミ算式に後継者がふえていくというか、所有権を有する方がふえていくので、さらに大変になると、所有権が複雑になっていくというような形になるかと思います。

(石川公一郎委員) この2つは書いていて、ほかの、これまでの案件でも実は後継者不在というのはあったのでしたっけ。

(鈴木林業振興課主査) 後継者不在、一緒に住んでいないとか、後継者が継ぐ意思がないとか、そういう方もいたり、遠くに住んでいて、別の生活をしているという方もいらっしゃるんで、こういうケースはこれまでもあったかと思います。

(石川公一郎委員) そうすると、国に行くまでは、相続で分化されていくということになってくると、いずれは新制度、譲与税のほうに繰り入れるということはある話でしょうか。要するに市町村でなければ管理ができなくなる可能性があり得るというふうにも見えるのですけれども、できれば、後継者が不在という要項というか、チェックも今後あったほうがいいかなとちょっと思いまして。

(鈴木林業振興課主査) 御指摘のとおりかと思います。そのあたりについても検討してまいりたいと思いますし、後継者の有無については確認することも一つの方法かなと思いますので、それについてはちょっと検討させていただければと思います。

(岡田秀二委員長) そのほかいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(小山田四一委員) では、4つのページ、お聞きしたいことがあります。

まず、第1は11ページ、保安林になっていますけれども、損失補償ができないということですが、理由をお聞きしたいということです。

それから、19ページ、あわせてつる類の除去作業を実施するとあるのですが、普通は間伐した木を撤去すればそれで終わりなわけなのかどうか、教えていただきたいということです。

それから、次の21ページ、先ほどの話にもあったのですが、遠隔地に居住とありますが、県外ということでしたが、ここは青森県との境なので、青森県ではなくて、もっと遠いと

ころと考えますが、どの辺なのか。

それから、あわせて、さっきの話とも関わるのですが、環境譲与税で想定している市町村に管理を委託するのはこういう場合はあり得るのかどうかということをお聞きしたい。

それから、29ページ、これ新たに追加されたのは1名分のようなのですが、そこに赤く後継者が不在、森林整備の必要性を理解というのは、新たに加わった人、1名のことだと思うのですが、このような森林もやっぱり市町村へ管理委託するケースがこれから出てくるかどうか、考えられるかどうかをお聞きしたいです。お願いします。

(鈴木林業振興課主査) まず、後ろから追って29ページからいきたいと思いますが、後継者がおらずということなのですけれども、小山田委員御指摘のとおり、今回追加になった箇所の後継者がいないというところがございます。そういう山につきましても、所有者の意向で経営権を市町村に預けるということになれば、新たに始まった森林経営管理制度のほうに移行していくという可能性もございますが、現在のところはこの所有者は自分で所有していたということで、県民税のほうで事業をお願いしたという状況でございます。

それから、23ページ、どちらかにお住まいかということでございましたが、こちらにつきましては……

(小山田四一委員) 21ページ。

(鈴木林業振興課主査) 21ページですか。こちらは、青森県の三戸にお住まいの方ということで、遠隔地といいながら、県外といいながら他県に住んでいるということで、こちらにチェックをさせていただいたところがございますが、私も二戸に住んでいたこともあるので、ほぼ文化圏は一緒でというのは存じておりますので、その辺はちょっとこれからチェックする際には、近いようであればここはチェックしないようにということで考えていきたいと思います。すみません。

それから、19ページですか、つるの被害ということで、今回あわせてつるの除去も実施する予定でございますが、そのような回答でもよろしいですか。

(小山田四一委員) ここに書かない限りは、切らない木については除去しないということですか。

(鈴木林業振興課主査) 切らない木も含めて、つるは除去するようになります。全てのつるを除去するような形で、残せばまたさらにつるが拡大していきますので、それもあわせてやります。

それから、損失補償の対象かどうかなのですけれども、ちょっと手元に資料がないので、損失補償の対象になる山というのは、禁伐とか択伐に指定されているものに対して損失補

償がなされるので、今回のところは禁伐とか択伐というふうに指定されておりませんが、禁伐になれば全く切れないので、伐採による収入が得られないということもあるので、損失補償というものの対象になるのですけれども、今回の場所はそこまでの厳しい指定制限要件はかけられていない場所という形になります。

(小山田四一委員) 荒廃している保安林…。

(鈴木林業振興課主査) そうですね、下刈り除伐後、手入れがほぼ行われていない保安林ということになります。

(小川林業振興課振興担当課長) よろしいですか。先ほど森林環境譲与税と県民税の話がちょっと出たのですけれども、本日の議題の(4)の中で、後ほど森林づくり県民税の提言書の素案の中で、県民税と譲与税の整理の部分について少し詳しく説明したいと思います。実施に当たっては、譲与税は今年度から市町村及び県に譲与されたばかりで、市町村による森林整備というのは県内では実際にはまだ始まっておりませんが、当然森林整備を行う場合には県民税とはすみ分けて行われるというものになると考えております。

(岡田秀二委員長) そのほかいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(國崎貴嗣委員) 整備自体は、全てしていただくのがよろしいかと思えます。これは、質問ではなくて、そういうふうに思ったということなのですけれども、今回は割と若い30年生以下、6 齢級以下というような林分、施工地というのが割と目立つような感じなので、このいわての森林づくり県民税の取組が始まったころは、恐らくそんなに緊急に整備すべきという状況ではなかったのではないかというふうに思うので、整備してはいけないということではなくて、なので、こう考えていくと、今後再造林とかがどんどん進んでいって、林業が割と活発になってとなると、再造林したところが4 齢級とか5 齢級というふうになったときに、こういう形で緊急に整備しなければみたいな形で上がってくるということも可能性としてはあり得るのかと。基本的には、それは林業施策、あるいは先ほどから話題に出ている経営管理制度のほうで対処していただければと思うのですけれども、そう考えていくと公益林の整備というようなものはなかなか終わりが見えにくいとか、見通しにくいのかなというふうにちょっと思ったという、そういう感想でございます。

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。造林がなされれば次から次と、可能性としての対象地はどんどん、どんどん継続して出てくると。要するに整備をきちっとしているか、しないのか、それいかんだという、そういう捉え方ですね。

そのほかいかがでしょうか。

写真の撮り方が上手になってきたせいかな、この林であればやっぱり整備しなければなどという、そういうふうに見える、そういう現場写真にはなっていますね。15ページなんかは、これは間に合うのだろうかみたいな、それぐらいの貧弱な林ですよ。

ありがとうございました。それでは、皆さんの意思を問うてよろしゅうございますか。

「はい」の声

(岡田秀二委員長) 都合すると12件でございましたが、今回提案があった全ての案件を本事業の対象地として採択するというところでよろしゅうございますか。

「はい」の声

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

(2) いわて環境の森整備事業施工地現地調査結果に関する分析報告について

(岡田秀二委員長) それでは続きまして、施工地の現地調査結果、これをつぶさに行っていたら、なおかつ分析も行っていただいております。國崎先生には大変な御苦勞をおかけしてございます。その分析結果の提案でございます。お願いいたします。

(國崎貴嗣委員) 【資料No.2に基づき説明】

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。この種の事業について、長い時間軸を射程に置いて、ここまで分析をし、それに基づいた一つの考え方、見方を示してくれたというのは多分ないと思います。そういう意味で、大変貴重な、時間にとするとわずか15分ぐらいでしたが、貴重な御報告をいただいたなど、そう思います。

御質問、御意見はございますか。後ほどの議論のところ、大変貴重な御意見になっていたかなと思いますので、再度また御質問なり御提言のさらにその先にあるものをお尋ねいただければありがたいと思います。

(3) いわて環境の森整備事業モニタリング調査中間報告について

(岡田秀二委員長) それでは続いて、その先の議題でよろしゅうございますか。3番目、ただいまも話題になりましたが、モニタリング調査の中間報告でございます。お願いいたします。

(皆川林業技術センター専門研究員) 【資料No.3に基づき説明】

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

それでは、ただいまの中間報告ですが、モニタリング中間報告、御質問、御意見があればいただきたいと思います。

はい、どうぞ。

(國崎貴嗣委員) 質問ではなくて、コメントというか、あれなのですけれども、最後の密度管理指標の算出というところで御説明ありました。例えば相対幹距比21.9%、これは確かに間伐の必要はないというふうに言っていると思います。森林総合管理士とかの基本テキストとかだと17%を下回るとかと言いますが、あれはいろんな樹種を平均した値なので、カラマツの場合はスギとかヒノキに比べて若干相対幹距比が高くても要間伐というような数値になるのですけれども、私がいろいろとカラマツ林で調べた限りでは、まず相対幹距比が20%を下回るとそろそろ間伐を検討したほうがいい、それからさらに18%とか17%というふうに落ちていくとかなり過密であるというような感じですので、そういう基準、20%を下回るとという一番緩い基準から見ても、現状は問題ないということです。

それから、樹冠長率が大体40%というのは、その40%以上が望ましいとよく言われるのですけれども、あれもちょっと、若い林はそうなのですけれども、50年生を超えるようなものであれば、あまり樹種に関係なく樹冠長率40%もあれば十分だと思います。最終的には30%くらいまで林齢が高くなると落ちて別にも別に不思議ではないので、そういう意味では40%近くを維持できているというのは混交林誘導伐をやった効果がしっかりとあらわれているということで、カラマツそのものについては当面追加のそういう間伐をしなければということはないと思いますが、やはりその前の4ページというところの表3にあったような広葉樹の成木の樹高というのは、高くなっているものもありますけれども、おおむね間伐5年後とそんなに大きな差はないかなというところから見ても、そういうふうに割と林内の明るいカラマツであってもなかなか、どんどん、どんどん広葉樹が上に伸びていくということはちょっと達成されていないのではないかなというふうに見えますので、そのあたり、こういった広葉樹をどうしていくのかという点に関しては、もしかしたら何年かたったころにそういう整備をしたりとかというほうが本来は望ましいのかもしれないといったことが読み取れるということでございます。

以上、コメントです。

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。中間報告の数値、そこにおけるある見方と、もう少しほかの樹種とも比べて、カラマツ林におけるいくつかの指標について國崎見解を示していただきました。

御質問、御意見があればいただきたいと思います。いかがでしょうか。

おおむね効果が認められるということと、広葉樹の成長箇所いかんによっては逆に、針葉樹、広葉樹の混交林をつくりたいと言っているけれども、広葉樹がちょっと悪さをしかけ始めている、そういう箇所も見られないわけではないという、そういうふうなことかなとは思いますが。広葉樹といっても、樹種を挙げていただいています、基本的にはハリギリだとかイタヤカエデ、こんなところが主林木になりつつある、あるいは周辺もそういう山なのかもしれませんね。

そのほかいかがですか。よろしゅうございますか。

「はい」の声

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。大変貴重な中間報告とそこをどのように評価するかということについての試験場と國崎先生の御意見をいただきました。

(4) 第3期終了後のいわての森林づくり県民税のあり方について

(岡田秀二委員長) それでは、大きな議題になろうかと思えます。第3期終了後の本事業のあり方についてという(4)番目でございます。この件につきましては、資料の4-2というところが中心になろうかと思えます。御提案をお願いいたします。4-1からですね。

(田島林業振興課主任主査) 【資料No.4-1、4-2に基づき説明】

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

(橋本林務担当技監) すみません、補足よろしいでしょうか。説明の部分、かなり長めに説明したのですが、今日の目的といいますか、評価委員会の関係での検討の内容については、この説明の冒頭にもありましたように、まだ県民アンケートができていないというところですので、それは次回でき上がりがあると思えますので、それを踏まえて次回はさらに検討しますけれども、今日はこの素案といいますか、たたき台的なものをまず出しまして、それについていろいろ意見をいただくというのが今回の委員会の趣旨になるかと思えますので、そういったことで忌憚のない意見をいただければなと思えます。それを踏まえて、また次回の3月に予定している委員会でそれを踏まえ、それから県民アンケートを踏まえたもので、また議論いただくというような流れになりますので、その辺を御了承いただいて今回も忌憚のない意見を出していただければなと思えますので、よろしくをお願いします。

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。どんどん意見述べていいようです。

どうでしょうね、これ一定のここからここまでについてにするか、もう全部一緒にして、それぞれのところで意見述べやすいところから述べてもらおうと、そのほうがいいですか。全体像は皆さんわかっているんで、時間も限りがありますから、それではまさに今技監おっしゃったように、好きなこと述べてくださいですから。

では、どうぞ、小山田さん。

(小山田四一委員) 技監がそうおっしゃるので、恥ずかしいのですが、この税金は必ずしも大部分を強度間伐に充てるということを考えなくてもいいのだということを確認したいなと思います。というのは、5年前にアイーナで行った森林フォーラムで基調講演を岡島成行さんがなさったのですが、そのときにこの森を守る税というのは目的税ではなくて普通税でやるべきだとおっしゃったのです。それ以来私は、この森林税は強度間伐するための目的税で、しかも木材価格が回復するまでの臨時方法だと思ってきたのです。ところが、年を追うごとに強度間伐の費用の割合が下がっていますので、今回改めて当時の資料を見ましたら、これは普通税でやるということになっていましたし、また条例には強度間伐を行うという文言はないということがわかりまして、そうであれば自分が間違っただけで解釈してきたなということも思って茫然としたわけですが、そのようであればこの素案にあるとおりに、情勢の変化と要請に対応して、また県民のニーズに対応して、新たな事業を起こしたり、それから事業を拡充したりしながら、県民にわかりやすく説明しながら進めることに異論はありません。そういうことです。

(岡田秀二委員長) どうぞ。

(田島林業振興課主任主査) とても前向きな意見をいただきました。どうもありがとうございます。私どもも今回検討していく中で、現在の県民税については5年前に継続をするときに、強度間伐を中心に使っていくということを説明しながら行ってきたわけなので、すけれども、それ以降、小山田さんがおっしゃったように、さまざまな情勢の変化がありまして、強度間伐だけではなくて森林環境を保全するための植栽であるとか、森林被害の対策とか、そういったところにも大きく施策を充実していく必要があるのではないかと思っておりますし、またこれまで開いてきた県民懇談会や市町村アンケートなどの結果でもそういった施策の充実を求める声が多かったものですから、今回の提言の素案の中ではそういった用途の充実というところを前面に打ち出しての案をつくらせていただいたところです。どうもありがとうございました。

(岡田秀二委員長) ちょっと委員の意見でわからなかったのは、そもそも目的税ではな

いのですけれども、目的税に近い形で、ある枠組みは設けようという、そういう税ではなくて、それをも取り払って、普通税的な意味合いでそもそもは捉えるべきだという、そういう意見ですか。

(小山田四一委員) 運用として強度間伐を信じてやってきたのだけれども、それにとらわれなくてもいいのだということを私理解したと思ったのです。

(岡田秀二委員長) その程度ならいいですが、目的税という言葉とか普通税という、そういう言葉が出てくると、それぞれに概念が張りついていますので、例えば岡島さんが何と言おうと、やはりここは森林環境税という条例に基づいた、森林を対象にし、なおかつやっぱり環境マターをしっかりと軸としていくという、ここは揺るがないと思うのです。

(小山田四一委員) 税金の使途については、森林の公益的機能の維持、増進等のために実施するとあるので、それに含まれることだから、それでいいのだなと思ったのです。ただ、強度間伐、絶対ということは書いていなかったという、そういうことです。

(岡田秀二委員長) それはそうなのですが、ちょっと見方がこれでいいかどうか、技監はどう……

(橋本林務担当技監) いずれ環境の森の混交林誘導伐だけではなくて当然いいのですけれども、これまでのいわての森林づくり県民税の取り扱いそのものが、まず県のほうで、県民税に対してこういう使い方をしますといったものを各地区に回って県の考えを説明して、その上で県民のほうからもいろいろ意見をいただいて、それではまずこういう施策を打ち出そうかということで、最初に出てきたのが環境の森の針広混交林誘導伐になっています。その流れを5年スパンで繰り返してきて、第1期終わったときには評価委員会から今検討している意見をいただいて、それを踏まえて今度は県の考えを5年周期で説明してやってきて、県民税の使い方について決めていったというところがありまして、今回もこの評価委員会での提言、今まとめる作業に入ったわけですが、それを評価委員会のほうから最終的には県のほうに提言としていただいて、今度県はその提言書をベースに、県として何をするかというのを来年度県が方針をつくって、方針といいますか、こういうことでいきたいというのをつくって、各地区に回ってまた説明して、それに対して意見をもらった上で、こういう形で県民税を使っていきますというような仕組みでやってきます。当然今回は県民アンケートはまだ出ていませんけれども、市町村の意見ですとか県議会の意見ですとか評価委員会の意見を聞きながら、こういった評価委員会のほうで意見が出ますので、それを踏まえて県のほうで今度何やるかというのを方針決定しますので、そういう流れでやってきていますので、今後もその流れでいく形になります。今言った環

境の森といますか、針広混交林の事業に限らず、税金の趣旨にあります公益的な機能の発揮と、それから次の世代に健全な状態で森林を引き継ぐというのはたしかあったと思いますので、そういった目的のために使うということで、そういった形で進めていくということで御理解いただければと思います。

(岡田秀二委員長) 繰り返しますけれども、かぎ括弧にあるように、「いわての森林づくり県民税」、この枠組みはきちっと守ることなのですよ。岡島さんの話を出しながら普通税的にと言うと、この枠組みを超えてしまって何でも使ってもいいみたいな、そんな理解ではやはりちょっと間違いだと思います。

(小山田四一委員) はい、わかりました。

(阿部技術参事) よろしいでしょうか。小山田委員がおっしゃる普通税、目的税というふうな形、いわゆる目的税ですと、最初にこういうことをやるために、この目的を達成するために税金をいただきますという形だと思いますが、このいわての森林づくり県民税は税の制度的に言わせれば、県民税という普通税の中に1,000円分はいわての森林づくり県民税という位置づけで県民の皆様からお預かりしておりますので、税制度的には普通税ということになりますが、一方ではこの制限については岩手の森林を守り育てるためということで、いわゆる用途を明らかにしたものでございますので、目的税的性格を有するというふうな側面を有しているということでございますので、制度的には普通税の中ではございますが、岩手の森林環境を守っていくための目的を有しているものだというふうに御理解をいただければと思います。

(小山田四一委員) そのように、目的税的だけれども、普通税だということは、そう思ってきました。ただ、それが目的というのは強度間伐だけと捉えてきたわけですが、私。それも誤解していたということをお反省したいと、そう思います。

(阿部技術参事) 森林環境保全をするための施策というのはいろいろございますが、その中で当時一番必要だったのは、こういった荒れた森林を間伐をして、公益性を発揮できるような森林をまずつくっていきましようということで、強度間伐を中心にこれまで施策を展開してきたというところでございます。

(岡田秀二委員長) はい、どうぞ。

(若生和江委員) まずは、國崎先生の先ほどのまとめをお聞きして、ずっともやもやしていたところが大分すっきりしたところもあるのですが、やっぱり整備した森林の10年後

とか長いスパンで見えてきていて、ある時期までは非常に効果が発揮されて光も入ってくるし、下層植生も十分になってきて、いろんな機能が改善してくるのだなというところ、その状態はずっと続くわけではないよというところ、その後どうなるかというところを今日お聞きできて、まずよかったなと思いました。

その上で、協定期間にちょっと関わるのですけれども、ずっと環境の森整備事業の実施林を見てくると、道路にも近くて比較的条件もよくて、育ちもよくて、今後経済林になっていくべき森林なのかなという森林と、なしてここさ植えたべなというような、非常に条件の悪いところに、ある時期みんな植えて森林になっている状況の森林と、種類がいろんなタイプの森林があって、その方向性というのがしっかりどこかで見きわめないと、その後経済林としていくべき森林なのか、自然林に近い形にしていくかというところで、協定期間もプラス10年欲しい森林と、あとは協定期間10年で区切って、その時点でどういう整備をしましょうかという1回問いかけを、所有者さんと協議した上で方向性を決めていったほうがいいのかと思われる森林と、異なる存在があるのではないかなというところが非常に今気になっているところであります。

あと、今回いろんな地球的な環境の変化、それから社会情勢の変化によって拡充というところがたくさん出てきたのは、それを見越してとてもいい内容になっているなと思いますが、1つ私が拡充をしてほしいなと思う点がありまして、それはどこかという、まず4ページのところに県民参加の森林づくり促進事業のことがまとめてありまして、その中の(ウ)に森林・山村多面的機能発揮対策事業も県民税と一緒に関わるようになりましたよとあるのですけれども、地域で活動している方の中には県民税事業を活用している人とこちらの森林・山村のほうを活用している人と両方あって、森林・山村のほうがいいというふうに言っている人たちの声を聞いたときに、やっぱり公益的な山を整備しているのだけれども、参加した自分たちに全く何もなくて、ずっとボランティアでやり続けるのはなかなか厳しいものがあって、出てきちつと整備をした分の日当やら何やらがある程度支払われることによって、仲間も継続して呼びかけができ、地域の森林の整備が続いているという声も時々お聞きするので、県民参加の森づくりの中で身近な森林の整備ができる技量を身につけました、仲間もできましたとなったときに、その次に何かできることがないだろうかという声を地域での懇談会でもたくさん出されていまして、今までも声を聞きましたし、そこに応えるような拡充という内容のものが1つ何か盛り込めないかなというところが今一番気になっているところであります。

(橋本林務担当技監) 今の意見といたしますか、質問といたしますか、あれは、山村多面的ですと、まさにそのとおり、労働した分の稼ぎ分というのですか、その分については補助事業で出るのですよね。一方、県民参加のほうは、発足当初からそういったものは自分たちでやるものではないかというところ、それについての賃金というのは今のところは正式に認めていないというのですか、出していないと。その辺のところの使い方といたしますか、

そういったところを少し検討していただけないかということかなと思うのですが、そういうことでよろしいでしょうか。

(若生和江委員) 補足しますと、自分の山の整備をするのに自分にお金を下さいというのではなくて、整備しているところが例えば里山で、景観上ややっぱり整備が必要だとか、地域みんなが集っている森林で、みんなが使うところなのだけれども、その整備をしているところは委任団体であるみたいなきに今のことがかなうようになるというと思うのですが、その辺のどこを公的にというふうにするのかの線引きは非常に難しいと思うのですが、ずっと活動を継続している方たちの存在があって、それぞれの小さな地域の森林を守るという活動がずっと続いているのを目にするにつけても、やっぱり地域の人材が育って、地域の山を自分たちで何とかできるところがもう少しふえていくと、将来的に環境の森整備事業に頼る山が減るのではないかなと思っているところがありまして、そのあたりどうにかならないかなと思っているわけです。

(田島林業振興課主任主査) 具体的にお聞きしますと、例えば19ページの森林との共生に地域住民等が取り組む森林づくり活動というのがあるのですが、ここ今単なる継続になっておりますけれども、ここを拡充にして、右のところは今若生委員がおっしゃったような内容を少し盛り込むような形をイメージしてはいかがでしょうか。そういう内容でよろしいですか。

(橋本林務担当技監) いずれちょっとその辺は、まさに今まで線引きをしてやってきたところなので、そこは事務方としても理屈が合うかどうかというのを少し確認しながらやらなければならないかなと思います。先ほどの協定の20年の話も國崎先生のほうからもありましたし、その辺もやっぱり県民税の考え方ですとか、県民税からいただいているお金だということで、そういった使い方についても、その辺も踏まえて考えて、一回整理する必要はあるかなと思います。意見については受けとめて、内部のほうでもう一回検討が必要かなと思います。

(岡田秀二委員長) 若生さんだけではなくていろんな人の、多分仲間というか、グループの声を代表して今お話しされたと思いますが、ちょっとやっぱりあまり森林は明確にきちっと峻別できるような論理を適用する対象として、必ずしもふさわしいとは思いませんが、それにしても皆さんからいただいている税という名前での、ある意味でのボランティアなそういうマインドのところのお金、それと今の提案しているところの、どちらかというとそこも極めてボランティアな、そういう性格を持っていますよね。一方で、対象となる森林が極めて複雑に、公益性も持つし、プライベート有であれば特に収益性も追求できるという、こういう複層した中での、それを明確に、だからこうなるのではないですかと

いう、この整理というのは提案する側も多分必要なのです。そこがないとなかなか打破できないかなとは思いますが。

そのほかいかがですか、自由に。どうぞ。

(小山田四一委員) すみません。勝手なことをお聞きします。4ページなのですが、いわての森林の感謝祭の写真があります。要望なのですが、これはたくさん緑の少年団とか地域の関係団体を巻き込んで行っている感謝祭なわけですが、日報を見ると写真1枚で、ちょびっとしか記事になっていないことが多いなど。これに合わせて県で何か広告出すとか、一斉に盛り上げるような何かがないのかなと思ったのです。ちょっと新聞の記事は小さ過ぎるなど思っているのです。

それから、5ページですが、前回の資料の中に、いわて森のゼミナール推進事業の中に、第1期には学習の森プラン作成とか、教職員等セミナーとかいろいろ、あと4つあったのですが、私はその教職員等セミナーに参加したのですが、内容もよくて、ただ県下の各学校にポスターやチラシを配ったりした担当者の苦労は感じました。それから、忙しい学校を休んで私も研修に参加するのは心苦しい面もあったのですが、1期だけ、平成20年と21年、22年、1期だけで終わっている4つのゼミナールのメニューがあるのですが、何か理由は、どうだったのかなというあたりを聞いておきたいのですが。

(田島林業振興課主任主査) まず、感謝祭のほうからですが、感謝祭の報道がちょっと少ないのではないかというお話ありましたが、私実は去年まで担当しておりまして、私も担当していて、もっと報道してほしいなという思いは確かにありましたが、マスコミさんのほうにリリースはしていたのですが、私どものリリースした内容とかがあまりうまくなかったのかもしれないと、どうしても報道に結びつかなかったところがありましたので、そちらについては引き続きたくさん報道していただけるようなリリースの仕方を工夫していきたいと思っておりますし、あと広報については、一昨年度になりますけれども、県で行っているミニ番組がございまして、そちらの取材をしていただいて、テレビ、民放で全て放映をさせていただきましたし、あとはインターネットでも公表させていただきましたけれども、まだまだ十分ではないところがあると思っておりますので、引き続き広報に努めていきたいなと思っております。

(似内森林整備課主査) 森林整備課の似内と申します。先ほど森のゼミナール事業についてお話いただきまして、ありがとうございます。先ほど10年ほど前に実施したメニューが今なくなっているということでしたけれども、私も10年前の件については詳しくはわからないのですが、恐らくその当時震災とかあって環境が変わったこと、それからあと小中学校で学習指導要領がいろいろと変化してきておりますので、それに伴って学校現場のニーズ等にもちょっと合わない部分もしかしたらあったのかもしれない。いずれ

にしても、今後またいろいろメニューを検討するときには、いろんな方の御意見を聞きながら進めていく必要があると思っております。

拙い説明ですが、以上で終わります。

(岡田秀二委員長) 子供たちへのアプローチはいろんな角度で非常に大事だと私も思いますので、小山田さん、あるいは先生としての御経験から、こういうメニューなり、プログラムなり、こういうのがあるといいという、もうちょっと具体的なものも提案いただければ、事務局も我々もイメージアップできるかなと、そうは思います。

そのほか。はい、どうぞ。

(佐藤重昭委員) 前回に比べると非常によくなっています。というのは、具体的な成果をグラフで、数字ですごくわかりやすく出しているところというのが非常に評価できますし、10年以上ですか、この森林税できてから、先ほど冒頭の何年間かのやったところの再調査も非常にいい結果が出ているということで、まず内容としてはいいと思います。

それで、若生さんも経済面の話をさせていただいて、正直私も立場上、森林所有者としての立場から言うと、すごくおもしろかったのは15番のグラフですね、これ非常にわかりやすくいいなど。我々でさえも森林環境譲与税と県民税の違いというのはなかなか分かりづらいわけですがけれども、要は顔が見えるか見えないかの違いということで、左に行くほど所有者の顔が見えない。森林づくり県民税でお願いしている所有者さんは顔が見えている方で、しかももしかしたら、確かに全くもう林業の経営意欲がないと言いながらも、これは20年縛りで、意外に山というのは1回間伐すると、光が入ると成長よくなったりして、その後また経済林として、もしかしたらというところもあるのですが、この税金の性格上それを明確に書くわけにもいかないので、まず15番のグラフをちょっと右に少し伸ばしていただくという、経営の自由度も若干上がるよとか。

それともう一つ、18番の再生林のところなのです。最近うちもカラマツ林がそろそろ伐期が来て、林業事業体、あるいは森林組合に切ってもらう予定になっているのですが、当然値段が今いいから。今の施業としては、もう全部皆伐してしまっただけで、そこで新たな樹種を植えるという提案が多くなってきました。というのは、もう昔のように選木して、本来はそういうふうにしたいところなのですが、スギ自体の値段が上がっていく可能性は非常に低いので、全くほかの樹種を植える可能性も出てきていますので、18ページの①のところ、花粉の少ない森林への転換を進めるため、少花粉スギの種苗の安定供給と、スギしか植えないような感じになっているので、ほかみたいな感じで、ほかの樹種もオーケー的な感じで書いていただけないかなということ、私からはここにいる立場として、森林所有者としては、15番のグラフがもうちょっと経済性のほうに少し緑を伸ばしてもらいたいなということ、あとは18のところの再生林の樹種をスギ以外の樹種も植えるよ

みたいな、可能性も秘めたような感じの内容にしてもらおうと非常にいいかなというふうに思っております。

県民税は、我々森林所有者にとっては、本来自分たちが負担してやらなければいけない部分をやっていただけるという部分においては、非常に背中を押していただいているという意味では大変感謝をしているのです、ありがたい税金だなと。ただ、基本的に環境林をつくるという前提上、あまりそこを前面には出せないけれども、実は非常に助かっている、感謝をしているというふうに考えております。そういうことで、ちょっと今のところを少し考えていただければいいなと思います。

以上です。

(田島林業振興課主任主査) 15ページの図については、今の御意見を踏まえまして修正について検討したいと思います。

それから、18ページのところについても、杉の植えかえというところがちょっとわかりづらかったなというふうに思いますので、これは少花粉スギだけを対象とするつもりで書いたわけではないのですけれども、おっしゃるようにわかりづらかったところがあると思いますので、こちらも表現を見直したいと思います。

(岡田秀二委員長) はい、どうぞ。

(國崎貴嗣委員) 18ページのところで、混交林誘導伐について、2つ前の議題のときにもちょっとお話をしたのですけれども、針広混交林の定義をどう考えるのか。私というか、研究とかでの針広混交林というのは、やっぱり林冠層で針葉樹と広葉樹がまざっているというものを針広混交林と呼ぶ、低木層に広葉樹、針葉樹が林冠層というのは、あれは針広複層混交林ということで、どっちかというよりは混交林というよりは複層林であるということ、ちょっと別なものであると。ただ、それを緩い、広い意味で、広義に捉えると確かに針広混交林と言えなくもないというような形なので、狭い、狭義の定義というのは、やはり林冠層で針葉樹と広葉樹が入り混じっているというものになると思います。なので、このいわての森林づくり県民税でもイメージ図という形で提示されてきたものは、林冠層で針葉樹と広葉樹が混ざっているというようなものが写真等でイメージという形で提示されているところからすると、本来の狭い意味での針広混交林というのを一応目標にしているのだらうなというふうに思うと、やはり協定期間等の見直しを検討するというところで、20年を仮に短くするとすると、そういう狭い意味での、狭義の針広混交林への誘導というのが達成できないまま伐採されてしまうということが起きやすくなると思うので、なので、私が言いたいのは、針広混交林というのは狭い意味のままいくのか、それともそれは広い意味で複層状態のものも含むというふうにするのか。広い意味でというふうに捉えれば、確かに10年ぐらいでも低木層というのは確保できるというのは御報告したとおり

ですので、それであれば確かに協定期間を短くするというのも可能なのかなとは思いますが。なので、その針広混交林の定義いかんで事業要件の見直しをできるのか、あるいはすべきでないというふうな、そのあたりの議論は整理できると思うので、そういった多面的な観点から多分見直しを検討するという、そういうふうな意味であれば提言としてよいと思うのですが、もしも短くすることありきの見直しを検討せよというような意味でこれが提言されているということであるならば、私はそれはまずいぞということです。1つ目はそういう意見です。

それから、先ほどもありました再生林のところ、確かに森林経営管理制度でも、あれは伐採跡地は原則として対象としないというようなことなので、伐採跡地の環境保全とかということを考える上で、再生林の部分というのを拡充していくというのは基本的にはよいことだと思います。ただ、最初の施工地審査のときにも申し上げたように、これが例えば再生林という形で支援して、それが20年ぐらいたったときにいわて環境の森整備事業の施工地として上がってくるというようなことだと、自分たちでそういうふうなものをつくっているという、税金でそういうふうな緊急に整備すべき森林をつくっているみたいなことになってしまうとまずいと思いますので、そこはやはり再生林、何でもオーケーよというようなことではないルールとかをきちっと定めて、支援していく。例えば、植栽する範囲、全面的に植えるべきなのか、そうでないのかとか、そういったこともあわせて今後検討していくという意味での拡充であればよいのではないかとこのように思います。

それから、ちょっと飛んで19ページのほうで、すみません、私全然今年度委員会に出られていないので、あまり分かっていなくて、とんちんかんなことを指摘しているのかもしれないけれども、19ページの⑤、新規の森林管理道としての路網整備ということで、路網整備を支援する必要があるという、普通路網整備という既存のものを補修するとかも含むのだけれども、どっちかという新しく開設するというような、道を新しくつくるといったようなイメージで路網整備は使われているように思うのですが、それを可とするものなのか。要するに先ほども一緒につくるお金も配分したらいいのではないですかみたいなことを議論したときに、いや、それは要するに小規模な意味での皆伐みたいな土地改変だから、それはだめだみたいな議論が過去にあったような気がするので、その点問題なく森林管理道の路網整備というのはクリアできるのか、それとも既存の作業道等を補修とか改修するみたいな範囲にこれは限るのか、そのあたりがちょっと気になっているところなので、今の時点でどのようにお考えなのか、ちょっと⑤のところだけは御意見をいただければというふうに思っていますということで、最初の2つは個人的な意見、⑤のところは確認のための質問ということでございます。

(小川林業振興課振興担当課長) まず、最初の協定の部分について御説明いたします。事務局としては、この記載している協定の見直しは、協定を短くすることを前提としたというものではございません。今年度県民懇談会とかいろいろと県民税、環境の森整備事

業に関する意見を伺う中で、20年の協定に対する、いろいろと緩和できないかというような意見がありました。そうした中で、当然この制度をつくって間もなく15年になるわけですが、当初は手入れの行き届かない、いわゆる人工林の公益的機能を発揮させるためには、今までやったことがなかった強度な間伐をして、そうすることで広葉樹の入った、光の入った森林に促して、そういった水土保持とか国土保全、公益的機能を発揮させるのだという、そういう大きな目的の中で混交林に誘導できるのではないかということで、20年の縛りをかけているということですが、それからまた10年以上たちまして、先ほど國崎委員から報告のあった森林の状況もだんだんわかってまいりましたので、その上で県民税事業で目指す混交林誘導伐の定義といたしますか、どういう森林を目指せば目的の機能が果たせるのかと、そういったことを我々も今後検討しながら考えていきたいというような意味ですので、この提言の中では答えありきというような意味ではないというふうに今は考えてございます。

(田島林業振興課主任主査) それから、持続可能な森林整備、再造林等のところでございますけれども、國崎先生が御指摘のとおり、私どもも同じようなことを懸念しております。もし再造林支援をしたことによって、それが30年後の混交林誘導伐の施工地を増やすことにつながってはいけないという思いがありますので、そういったところで、真ん中のところにあるのですけれども、植栽後の保育管理の適切な実施がちゃんとできるのかどうか、そういったところしっかり考えていく必要があるというところを提言の中には盛り込んでいきたいなというふうに思っております。

それから、最後の路網整備のところでございますけれども、現在混交林誘導伐の施工地の確保が非常に難しくなっている原因の一つには、施工地が奥地化していて、なおかつそこに到達するための作業道、管理道がないというところが一つ原因になってきておりますので、そういった意味で施工地を確保するために新たに管理道が必要になってくるだろうということがありまして、それは昔の造林作業路のようなところを改良しながら作業道にしていくということも当然ありますし、場合によっては新たに入ってくる場所も必要になるだろうということで、適切な森林管理を進めるために必要な道路、やむを得ず必要な森林管理道については、新たな開設もやむを得ないのではないかなというふうに考えているところでございます。

(岡田秀二委員長) 今國崎先生のお話で、ちょっとまだ対応ができていない、時間を多少いただきたいと思う点は、恐らく混交林誘導伐、そこで使っている混交林とは要するに樹冠層の混交状態をいうのか、複層的な混交でもよしとするのか、ここは一旦整理すべきそういう時間軸、15年たっているわけですから、そういう時期に入っていると思うと、それいかんによって、実は協定の年数に多少の御意見があった場合への柔軟な説明だとか対応も可能になるに違いないと、ここは重要な問題提起だと思います。絵に描いたような、写

真でよく出てくるような樹冠層の混交林の複層的なという、あるいは樹冠層が混交状態であるというのは、我々が見る範囲で言うと、青森営林局が持っている極めて特殊な地域の森林状態だなという感じはします。それか、一時のというか、瞬間的、林業で瞬間的というところ、せいぜい5年、10年ぐらいはアローアンスはあるのですけれども、そんな状況ですね、多分。だから、あまり樹冠層で針広混交林を目指すという、その目指したものがいつまでもそういう状態であるかという、それはそもそもあり得ないので、そういうことも含めてちょうど考えるいい時期だとは思いますが。

そのほかいかがですか。はい、どうぞ、石川さん。

(石川公一郎委員) すみません。18ページのところで、具体的なことで、結構拡充とか新規の取組を増やしていくということはいいと思います。一応財源も幾らかある中で、でも実際始めるとなると、今起きている問題は、実は人が足りないということでできないことが結構多いかと思うのですけれども、拡充と新規を取り込もうという中で人との見合いというか、人の必要性がどれだけ追いついていくと見ていらっしゃるのか、ちょっと伺いたいと思います。

(橋本林務担当技監) 今の質問は林業労働力の対策というのですか、そういったものをこの事業で見て、どういうふうにか考えるのかというような質問でよろしいでしょうか。

(石川公一郎委員) 始めることは書いてありますけれども、財源はあります。でも、一番実は今課題となっているのは、作業の方が不在とありますね。だから、このことをどう解決していくのかという質問です。

(橋本林務担当技監) 今回の見直しの中では、林業労働対策については、もう一方で通常の譲与税とか、今アカデミーのほうの運営で譲与税のほうを活用したり、そういった形で別財源のほうで人材の育成をやっているということで……16ページですね。人材の育成に関しては譲与税のほうで、16ページの(2)のところですか、林業アカデミーなどにおいて意欲と能力のある林業経営体や林業技術者を育成するものということです、こういった財源を中心に担い手の対策をしていくというような形になっておりますので、そういったいわゆるプロの林業事業者についてはこういった形でやっていきますし、あと国の緑の雇用事業というのがあります、それも林業団体のほうで労働対策基金とかそちらのほうでそういった対策もしていますので、この事業のほうでそういったプロの林業技術者というのは行わないで、そちらの財源のほうで対応していくというのが1つであります。

それから、19ページで、人材育成については一番最後に挙げたのですけれども、これは地域の森林整備活動を推進する人材育成ということで、やっぱり地域において森林を見ながら、今日いろいろ説明聞きながら気がついたのは、例えば環境の森で十何年経った山が

あって、それについて今後の施業をどうするのかとか、そういったものですか、いずれ地域の中でちょっと森林が少し崩れているとか、道路が崩れているとか、本来森林組合なり、そういったところで見ればいいのですけれども、なかなか手が回らないところもあって、そういったところの施業をどうするかですか、地域の山をコーディネートする人もやはり必要なのかなということがありますので、こういった方をこの事業で育成していこうかということで考えておるのが19ページの最後の⑤でございます。そういった形で作業のプロをつくりながら、あとは地域の森林整備をコーディネートする人材も育成していければと考えております。

(石川公一郎委員) ちなみに、アカデミーでここ3年間で育成したのは何名でしたっけ、ざっくり言うと。

(橋本林務担当技監) 50名。

(石川公一郎委員) 3年間で。

(橋本林務担当技監) はい。

(石川公一郎委員) 3年間で50名がまず卒業としたときに、それだけの育成でもってさらに拡充していく方針ですか。その辺の道しるべというのが…。

(橋本林務担当技監) アカデミー以外にもさっき言った緑の雇用もありまして、その中で見ますと、岩手県での新規参入者というのは大体今100人ぐらいになっています。1年で100人です。アカデミーも入れまして単年度で見ますと、新規参入者は今100人ぐらい入っていますので、そういった形で後継者育成をしていきたいと思っておりますし、この数字はそんなに少なくない数字だとは思っていますけれども、いずれそういった形で担い手のほうも確保していきたいと考えております。

(岡田秀二委員長) はい、どうぞ。

(若生和江委員) 先ほど國崎先生がおっしゃったこととちょっとかぶるのですけれども、路網整備は今環境の森整備事業が奥地化して進まないところの路網でもあるよという説明があったのですけれども、3ページのところの評価のところをそこをきちっと書き込んだほうがいいのではないかと思います。なかなか現状進まなくなっているよということとか、奥地化しているよというところがかかれいることは非常にいいと思うのですが、それを何とかするためにやはり路網の整備、それからあと調べづらいつつとか、何か理由がいくつか評

価委員会の中でも説明が出てきましたので、具体的な文言をここに書いていただくと先ほどの説明と非常によくつながるのかなと思います。

あともう一つは、環境の森整備事業の中で何度も出てきて非常に気になっている言葉が針広混交林化ということで、その言葉が一番強く出てきているのですが、それは手段であって、目的は岩手県の森林の公益性を高めるところがみんなが目指している目的のかなというふうに思っているのですが、どうもずっとその言葉が何回も先に出てくると、針広混交林に誘導することが目的みたいに誤解を招いている部分がないのかなと思ひまして、言葉のところで、岩手県の森林の公益性を高めて安心して暮らせる森林をつくるのだよというところが目的であって、そのために針広混交林化を進めていますというふうな書き方になると、ずっと今まで言ってきたことが少し腑に落ちやすくなるなというふうに個人的に思っています。

それから、もう一つは、予算の配分のところでも、いただいた県民税の中で、環境の森整備事業に係る部分があらかたで、県民参加の森づくりとそれ以外の部分は若干みたいな感じの配分のところのバランスというかも、現状に合わせて動かせるものなのかどうか。基金も大分積み上がってきたり、環境の森整備事業はきちっと続けていくことも必要だし、続けていくのだけれども、それ以外の部分の予算をもう少し拡充するというふうに考えての拡充という文言なのか、それとも現状の予算の配分のバランスの中で拡充と考えていらっしやるのか、そのあたりをちょっとお伺いしたいと思います。

(田島林業振興課主任主査) 最初に御助言をいただきました奥地化のところを、もう少し実績と評価のところ書き込むようにというところについては反映をさせていただきますし、針広混交林化が目的というのではなくて岩手県の森林の公益性を高めるところが目的であって、そのための手段として針広混交林化を進めているのだというようなところについても、表現のところは見直させていただきたいと思います。

それから、最後の予算の配分のございすけれども、予算の配分については、針広混交林化についてはこれまでどおり基金残高がございすので、予算を使っていって、それ以外のところに新たな第3期の税収を使っていくというふうに考えておひまして、針広混交林化については、現状の予算のぐあいからいひますと大体4億から5億ぐらいを毎年度使っていくのかなというふうに思ひおひましたし、それ以外のところに第4期の新たな税収を使っていければというふうに思ひおひます。配分を変えていくというふうな流れです。

(岡田秀二委員長) そのほかいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(佐藤重昭委員) 昨年の末に雫石の山を数年ぶりに見に行つたのですが、数年前のすごい大雨の被害がひどくて、林道も寸断されたり、沢にいまだにがれきが積もつていたり

か、森林被害対策の中の2番、18ページ、新規、これを入れたことは非常によかったと思うので、実際にもうこの地域でそういう状況なものですから、もっとそういうことが起こっていく。だから、さっき若生さんが奥地化の話をされていましたが、これは奥地化は⑤でしたけれども、これと関連してやはり我々整備していない山というのは結構尾根のほうとかで、まだ林道が……お金が正直ないわけです、全然林業今だめなので。それで、もっと奥地、尾根のほうにつくってもらえればもっと整備できるのになというところがいっぱいあって、この2つは特にやはり最重要課題かなというふうに、今後この事業を進めるに当たっても。なので、具体的な数字はここには書いていませんけれども、結構すぐやらなければいけないことだと思いますので、そこら辺をちょっと、もう少し文章を強目に書いてもいいのかなと、特に②なんかは、と思いました。

以上です。

(田島林業振興課主任主査) 検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

(岡田秀二委員長) そのほかいかがですか。はい、どうぞ。

(國崎貴嗣委員) 18ページの森林被害対策の③の獣害対策というので、例えば別な任務、東北森林管理局とかのほうのいろんなお話とかを聞いたりとかの中で、やっぱりかなり鹿の被害、防鹿柵という防護柵の設置の効果とか、維持管理が大変だよみたいな発表とかをよく聞かせていただいたりとかするので、この獣害対策のところというのは結構申請が上がってくるのかなというふうになったときに、先ほどのお話で混交林誘導伐のところは基金のほうを使えばという形なので、多分お金は足りると思うのですがけれども、今後そういうふうな鹿を初めとする野生動物による被害というのはどんどん増えていくというふうなところなので、もしかすると第4期に入って終わりのころとかにはここをもっと拡充しなければみたいなことにもなりかねないというふうな形で、やっぱり獣害対策というのを新規でというふうな形で検討していくということはとてもいいことだなというふうに思いますという意見です。なので、森林環境譲与税のほうはやっぱりあくまでも人工林です。しかも、主伐されていない、どっちかというの間伐対象のというふうなところなので、それ以外をいろいろフォローしていくとなると、それで環境をよくしていくというふうな観点から、場合によっては森林被害対策とか、あるいは若生さんがおっしゃったような森林との共生のほうとか、そういったところを徐々にニーズに応じて拡充していくとかというふうな視点が今後大事なのかなというふうにいろんな御意見を聞いていて思いましたという、何か感想のような意見ですけれども。

以上です。

(岡田秀二委員長) そのほかいかがですか。終わりの時間大体4時ということで言われておりますので、そろそろかなとも思うのですが。

私がちょっと気になるのは、大きなページを割いて林野公共事業のマニュアルの数字で既存の評価どれぐらいになるかというの、3ページ、これは、このマニュアルは平成10年とか、あるいは10年前後のそのあたりからずっと使っているもので、一定の年数で見直しはあると思いますけれども、これはいつの数字ですか。

(鈴木林業振興課主査) これにつきましては、県民税始まってからずっと同じ手法でやっておりますが、5年、10年前の見直しのときの手法をそのまま用いて、データの的には最新のデータをオンしているというような状況でございます。

(岡田秀二委員長) ちょっと数字をきちっと精査をいただいて、もっともっと効果あると、実は。

それと、公益性のところでは、林野の公共マニュアルも実はいろんなことが途中途中で追加されていて、景観評価だとかいろんなところがたくさん出てくるので、それは遠慮なく評価のところに加えていいと思います。

間伐作業、年間、人工数ではなくて頭数でいくと150人ぐらい、そんなものかというふうになっちゃうと思いますよね。もうちょっと精査してください、いずれこの全てを。

そのほかいかがですか。もしなければ、次回のところで県民2,000名アンケートのところもしっかり数字が出てきて、分析もできますので、最終的な案、ドラフトのところで提案できると、こういうことでございます。

本日のところはこのぐらいでよろしいですか。

「はい」の声

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

それでは、(4)番目、第3期終了後のあり方ということについて以上にさせていただきます。

3 その他

(岡田秀二委員長) 3番目、その他でございますが、お願いいたします。

(小川林業振興課振興担当課長) その他でございます。県民参加の森林づくり促進事業の企画募集について御説明します。資料は、皆さん、1枚物でお配りしております。令和2年度県民参加の森林づくり促進事業企画募集のお知らせというものでございます。こち

らは、ただいま御議論いただきました県民税のいわゆるソフト事業に……

(小川林業振興課振興担当課長) 失礼いたしました。今お持ちいたします。ちょっと不備で皆様に届いていないようですので、お待ちください。

大変失礼いたしました。説明を続けます。こちらは、いわゆる県民税のソフト事業の令和2年度、来年度の事業に係る募集を開始したということでございます。現在県のホームページなどで募集期間、1月27日、今週の月曜日から開始しております、2月25日までという期間で企画の募集をしております。この内容につきましては、県の現地機関等も通じながら、関係機関、団体などにもお声がけをしているところでございます。この企画の内容につきましては、今年度の次回第6回の3月27日の評価委員会の中で企画の内容について委員の皆さんに御審議いただくというもので、現在募集中ということですので、御報告いたします。

以上です。

(岡田秀二委員長) それでは、もし皆さんからその他なければ、以上で本日の事業評価委員会の議題の部分、その他を終えることにいたします。

(小川林業振興課振興担当課長) 岡田委員長並びに各委員の皆様におかれましては、長時間の御審議、御議論ありがとうございました。

4 閉 会

(小川林業振興課振興担当課長) 閉会に当たりまして、林務担当技監橋本からお礼の挨拶を申し上げます。

(橋本林務担当技監) 本日は長時間にわたりまして熱心な御審議、大変ありがとうございました。

今回は今年度これまで検討してきた中身を整理した形で、本当にたたき台のたたき台という形で、それについていろいろ意見をいただいたところでございます。今日いただいた意見を踏まえまして、次回は3月末ということですので、それまでに今回いただいた意見をもう一回整理していきたいと思っておりますし、次回には冒頭言いましたように県民アンケートの結果も出てくるということもあります。それを踏まえまして、最終的な検討を次回していただくということになっておりますので、引き続きまたよろしくお願ひしたいと思いますし、また今日のたたき台と申しますか、素案について、帰ってからやっぱりここをこうしたほうがいいのかとか、そういった意見があればまた受けたいと思っておりますので、引き続き御協力のほどよろしくお願ひいたしたいと思います。

本日は大変ありがとうございました。

(小川林業振興課振興担当課長) それでは、次回の委員会、先ほど申し上げましたが、3月27日金曜日の時間は、ソフト事業の審査もごございますので、午前10時からとなります。会場は、本日より同じエスポワールいわてでの開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

委員各位には、後日文書で御案内いたしますが、本日現在出欠がおわりの委員におかれましては、この後事務局にお知らせいただければ、後ほど出欠の方を改めていただく必要はございませんので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和元年度第5回いわての森林づくり県民税事業評価委員会を閉会いたします。皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。